

令和2年12月4日

保護者 各位

富山市立大沢野中学校
校長 山木 恵一

インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症の
出席停止等の取り扱いについて

例年、インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度についても同程度の発熱患者が発生する可能性があります。

つきましては、今後インフルエンザの流行期を迎えることから、本校において、新型コロナウイルスの感染者等が確認された場合の生徒の出席停止等の取り扱いについては、次のとおりとします。ただし、保健所から直接指示又は要請があった場合は、それに従ってください。

なお、学校では新型コロナウイルス感染症が確認された場合には、感染拡大防止等の緊急の対策が求められることから、生徒及び家族の方が ①感染した場合、②PCR検査を受ける場合については、学校に速やかに連絡いただくようご協力をお願いします。年末年始の学校閉庁期間における連絡については裏面に記載してあります。

各家庭におかれましては、これまで同様、体調管理や感染防止等に努めていただきますようお願いいたします。

記

	児童生徒等・教職員の状況	出席停止等の取り扱いについて（下線部が変更・追加）
1	児童生徒等又は教職員及びその家族が濃厚接触者と接触した	・当該者に対して出席停止等の措置はとりません。 ※保護者の判断のもと、念のため休ませる場合は、「欠席」ではなく、「出席停止」として扱い、欠席日数には含みません。
2	児童生徒等又は教職員の同居家族が濃厚接触者として特定された	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は濃厚接触者と特定された日から、保健所に指示された日まで。
3	児童生徒等又は教職員が濃厚接触者として特定された	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は濃厚接触者と特定された日から、保健所に指示された日まで。
※児童生徒等又は教職員の感染者が確認された		<u>学校の対応は、市教委、保健所等と協議し、次のいずれかとします。</u> ①保健所が濃厚接触者（PCR検査対象者を含む）の特定に要する期間（1～3日間程度）、臨時休業の措置をとります。 ②濃厚接触者（PCR検査対象者を含む）の特定に時間を要しない場合、濃厚接触者（PCR検査対象者を含む）がいない場合は、臨時休業の措置をとりません。
4	児童生徒等又は教職員に感染者が判明し、学校外での感染が明らかな場合	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は感染の判明した日から、専門医等が登校を許可した日まで。
5	児童生徒等又は教職員に感染者が複数判明し、感染経路が学校内の場合等	・ <u>当該者に対して出席停止の措置をとります。</u> ※期間は感染の判明した日から、専門医等が登校を許可した日まで。 ・ <u>臨時休業（学校の全部又は一部）を延長するなど、状況に応じて措置対応をとります。</u>

※臨時休業（学校の全部又は一部）の延長については、感染の事実や感染者の人数のみで判断するのではなく、学校内に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性に基づき、事情を考慮し、判断することとします。

＜裏面につづきます＞

児童生徒等・教職員の状況	出席停止等の取り扱いについて（下線部が変更・追加）
児童生徒等又は教職員に発熱等の症状がみられる場合	・当該者は登校を控えて、自宅で休養してください。 ※まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談してください。相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センター（富山市保健所：461-7511）に電話相談してください。受診は、医療機関の指示に従ってください。 ※新型コロナウイルスの感染又はインフルエンザの症状が確認された場合は、速やかに学校に連絡してください。なお、出席の取り扱いについては、「出席停止」とします。 ※インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」です。登校を再開する際は、「インフルエンザ治癒報告書」を学校に提出してください。
保護者の判断のもと、児童生徒等を欠席させる場合	・保護者から欠席させたい事情を伝えてください。例えば、感染経路の分からない患者が急増している地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として扱い、欠席日数には含みません。なお、欠席期間については、事前に保護者から学校に連絡してください。 ・医療的ケアが必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等については、主治医等に相談の上、登校を判断してください。その際、欠席した場合には、出席停止となります。

○年末年始の学校閉庁期間における新型コロナウイルス感染症に係る連絡について

児童生徒等及び家族が新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者に特定された場合の連絡については、市教育委員会の専用電話に連絡してください。この内容について、学校は市教育委員会から連絡を受けます。

なお、この電話はあくまでも新型コロナウイルス感染症に限定した緊急の連絡先ですので、それ以外の用件では、ご利用されないようお願いいたします。

- | |
|--|
| <p>(1) 運用期間
令和2年12月29日（火）～令和3年1月3日（日）</p> <p>(2) 連絡先
080-2960-5999（市教育委員会「新型コロナウイルス感染症」専用電話）</p> <p>(3) 連絡受付時間
午前9時から午後5時まで（左記以外の時間は、翌日に連絡してください）</p> <p>※冬季休業中の令和2年12月25（金）・28日（月）、令和3年1月4日（月）～7日（木）については、学校に直接連絡してください。</p> |
|--|

【問合せ先】大沢野中学校

富山市教育委員会 学校教育課

（電話）468-2600

（電話）443-2134